

議案第 27 号

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例（平成 20 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中足湯コーナーの項を削る。

別表第 2 中

「

足湯コーナー

区分	使用料（1 人につき）
	1 日
市内在住者又は在勤者	1 0 0 円
上記以外の者	2 0 0 円

健康づくりコーナー又は子育て ルームを使用する者	無料
-----------------------------	----

」を

削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。